

## 議案第78号

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称  
北本中央緑地・下原緑地公園
- 2 指定管理者として指定するもの  
北本市大字北本宿151番地3  
特定非営利活動法人北本雑木林の会  
理事長 白川 學
- 3 指定の期間  
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

平成26年11月27日 提出

北本市長 石津 賢治